

香川県条例第50号

香川県保健福祉事務所及び保健所条例の一部を改正する条例

香川県保健福祉事務所及び保健所条例（昭和39年香川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(保健福祉事務所の名称、位置及び所管区域) 第2条 略			(保健福祉事務所の名称、位置及び所管区域) 第2条 保健福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
香川県東讃保健福祉事務所	<u>さぬき市</u>	高松市 さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡	香川県東讃保健福祉事務所	<u>高松市</u>	高松市 さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡
略			略		
2 略			2 略		
(保健所の名称、位置及び所管区域) 第4条 略			(保健所の名称、位置及び所管区域) 第4条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
香川県東讃保健所	<u>さぬき市</u>	さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡	香川県東讃保健所	<u>高松市</u>	さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡
略			略		

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。